

令和3年9月 6日 開会

令和3年9月17日 閉会

令和3年第3回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

9月6日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第24号について（提案説明・採決）	4
議第25号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第26号について（提案説明・委員会付託）	7
議第27号について（提案説明・委員会付託）	8
議第28号について（提案説明・委員会付託）	10
議第29号について（提案説明・委員会付託）	11
議第30号について（提案説明・委員会付託）	18
議第31号について（提案説明・委員会付託）	19
議第32号及び議第33号について（提案説明・委員会付託）	20
認定第1号から認定第6号までについて（提案説明・委員会付託）	22
散会	37
会議録署名議員	38

9月17日（金）

議事日程	39
議長及び出席議員	40
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	40
職務のために出席した者	40
開議	41

会議録署名者決定	4 1
一般質問	4 1
5 番 大平文雄議員	4 1
4 番 坂 悟議員	4 4
3 番 傍嶋邦博議員	4 8
2 番 渡邊裕光議員	5 5
1 番 石原英一議員	5 7
6 番 西松 巖議員	6 1
委員会報告	6 4
議会改革特別委員会	6 4
総務産建常任委員会	6 4
民生文教常任委員会	6 5
議第26号について（質疑・討論・採決）	6 6
議第27号について（質疑・討論・採決）	6 7
議第28号について（質疑・討論・採決）	6 7
議第29号について（質疑・討論・採決）	6 8
議第30号について（質疑・討論・採決）	6 8
議第31号について（質疑・討論・採決）	6 8
議第32号について（質疑・討論・採決）	6 9
議第33号について（質疑・討論・採決）	6 9
認定第 1 号について（質疑・討論・採決）	6 9
認定第 2 号について（質疑・討論・採決）	7 0
認定第 3 号について（質疑・討論・採決）	7 0
認定第 4 号について（質疑・討論・採決）	7 1
認定第 5 号について（質疑・討論・採決）	7 1
認定第 6 号について（質疑・討論・採決）	7 1
議第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7 2
議第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7 4
閉会	7 6
会議録署名議員	7 7

令和3年9月6日（第1日）

議 事 日 程 (令和3年9月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議 第24号 教育委員の任命につき同意を求める件
- 日程第4 議 第25号 安八町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第5 議 第26号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議 第27号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第28号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 日程第8 議 第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議 第30号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第10 議 第31号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第1号)
- 日程第11 議 第32号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議 第33号 町道路線の認定について
- 日程第13 認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第14 認定第2号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員（10名）

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
民 生 調 整 監 吉 村 等	建 設 調 整 監 岡 田 立
総 務 課 長 山 田 靖	企 画 調 整 課 長 大 平 共 美
福 祉 課 長 坂 和 由	建 設 課 長 河 合 一
学 校 教 育 課 長 堀 隆 志	生 涯 学 習 課 長 今 村 厚 士
住 民 環 境 課 長 神 野 千 津	産 業 振 興 課 長 堀 康 信
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 梅 村 明 広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 田 中 弓 書 記 宇 佐 見 か お る
書 記 土 岐 寿 徳

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

久しぶりの晴天でございます。が、しかしコロナは一向に収まらず、安八町では126名の方が感染という昨日現在のお話でございます。なかなか先が見えなくて不安な毎日だというふうに思っております。

本日から議会が始まりますけれども、どうか安八町のために活発な御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 大平文雄君、6番 西松巖君を指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から17日までの12日間にすることに決定をいたしました。

議 長 町長から発言の申出があります。これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和3年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスは依然として猛威を振るっており、岐阜県においても、このほど緊急事態措置区域に指定をされました。

本町におきましても、町有施設の利用につきまして制約を設けさせていただいております。住民の皆様には何かと御不便をおかけいたしますが、これまで以上に感染防止対策の徹底に御協力をお願いいたします。

また、時節柄、大雨等自然災害の発生も懸念される時期でございます。本町では、過去に9・12長良川水害という未曾有の大水害を被っております。年月が経過しても風化することのないように、住民の皆様にも災害に対する意識を高めていただければと思います。

本定例会の補正予算には、これら新型コロナ対策費、防災対策費を中心に盛り込んでおります。

早いもので、令和3年度も上半期が過ぎようとしております。本年度予定しております重要施策や主要事業などのローリングを行いながら、今後下半期に入ってまいります。円滑な事業の推進に向け努力してまいります。

本定例会の議案としましては、人事案件、条例改正、令和3年度一般会計・特別会計補正予算などの10議案、また令和2年度決算の認定につきましてもお願いをしております。

個々の案件につきましては、担当より御説明をさせていただきますので、十分御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

議長 これより議案の提案審議に入ります。

提案説明をされる方は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第24号 教育委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第24号につきまして、まず議案を朗読させていただきます、その後提案説明をさせていただきます。

議第24号 教育委員の任命につき同意を求める件。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町東結351番地の2。氏名、菊田美由紀。生年月日、昭和50年4月15日生まれ。

このたび、教育委員4名のうち、岡田富雄さんが今月末をもちまして任期満了となります。

岡田富雄さんにおかれましては、平成25年10月から教育委員をお願いいたしまして、2期8年の長きにわたりお世話になってまいりました。引き続き教育委員としてお世話になり、さらなる御活躍を期待しておりましたが、御本人より今期をもって退任したいとお考えをお聞きし、検討させていただきました結果、御本人の御意思を尊重させていただき、本定例会に新しい方を御提案させていただくものであります。

今回御提案させていただきました菊田美由紀さんは、東結上村区にお住まいです。安八町女性防火クラブの役員やPTAの役員として活躍をされた方でございます。識見が高く、町の教育の発展に御尽力いただけると思っております。

どうぞ御理解いただき、御承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり同意いたしました。

議長 日程第4、議第25号 安八町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

議会運営委員長 渡邊明博君。

10番 ただいま議長のほうから説明がありましたとおり、安八町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを提案させていただきます。

まず発案書として、議第25号 安八町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてをお願いするものでございます。

安八町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり発案する。

令和3年9月6日提出。提出者、安八町議会議会運営委員長 渡邊明博。
安八町議会議長 岩田讓治様。

それでは、朗読をもって説明させていただきますので、5ページのほうを
よろしく願いいたします。

安八町議会会議規則の一部を改正する規則。

安八町議会会議規則（平成3年安八町議会規則第1号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶
者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を
「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の
6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8
週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改め
るものです。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、
また「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければならない」
を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記
名押印しなければならない」に改める。

附則として、この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

議会運営の参考とする標準の議会会議規則が改正されたことにより、当町
の議会会議規則を改正するものです。

なお、別冊の議案資料1ページに新旧対照表を掲載しております。この議
案資料のほうを参考にお願いします。

審議のほうをよろしくお願い申し上げます。よろ
しくお願いを申し上げます。

議 長 本件について質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第5、議第26号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議第26号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第26号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布されたことに伴い、同法第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条（特定個人情報の提供の制限）が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、9ページをお願いいたします。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安八町条例第21号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

それでは、議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表、左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の法改正は、上位法でありますデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号法と省略させていただきますが、その中の第19条の特定個人情報の提供の制限の規定が改正されました。この番号法第19条の改正内容は、本人の同意を得ている場合には、事業者間において特定個人情報を提供できる場合の規定が、今回新たに同条第4号として1つの号の規定が追加されたものでございます。

そこで、条例改正の内容といたしましては、改正前の番号法第19条第4号から第16号までの規定中、当該条例は第10号の地方公共団体における特定個人情報の提供に関する規定を引用しているため、「第10号」を「第11号」として、1号ずつ繰り下げるための改正を行うものでございます。

戻っていただきまして、議案書の本文9ページをお願いいたします。

附則となります。この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第26号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第6、議第27号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第27号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第27号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、13ページをお願いします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

この条例は、満3歳未満の乳幼児を預かる家庭的保育や小規模保育、また企業の事業所内保育につきまして、その設備及び運営基準を定めるものでございます。町内に該当する施設はございませんが、町条例が従うべき基準省令が今回改正されたため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第6条第4項第1号の改正につきましては、基準省令と合わせるため、括弧書きの読替規定を加えるものでございます。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第6条第5項に、国家戦略特別区域法により創設された特区小規模保育事業を連携協力施設として新たに加える改正でございます。

次に、第6章雑則として、第49条（電磁的記録）を加えるものでございます。これは、事業者の業務負担軽減の観点から、記録の作成や保存について、電磁的な対応を認めることを規定に加えるものでございます。あわせて、目次に第6章を追加するものでございます。

議案書の13ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第27号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第28号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の15ページをお願いいたします。

議第28号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第28号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、17ページをお願いいたします。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の7ページを御覧ください。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

本条例は、教育・保育施設及び家庭的保育事業者等における手続や利用申請などの運営基準を定めるものでございます。町の条例が従うべき国の基準省令が改正されたため、今回本条例を改正するものでございます。

改正内容でございますが、第42条第4項第1号の改正は、基準省令と合わせるため、括弧書きの読替規定を加えるものでございます。

次に、同条第5項に、国家戦略特別区域法により創設された特区小規模保育事業を連携協力施設として新たに加えるものでございます。

議案書の17ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第28号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長、企画調整課長、福祉課長、産業振興課長、建設課長、学校教育課長、生涯学習課長、この順番で説明をさせていただきます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の19ページをお願いいたします。

議第29号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,860万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億3,964万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

21ページは歳入、また22ページ、23ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額60億6,104万8,000円から2億7,860万1,000円を増額し、63億3,964万9,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、24ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

24ページの上段、款項目とも地方交付税、補正額、増額の1億5,589万6,000円でございます。これは令和3年度分の普通交付税の額の確定によるものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

25ページの中段、款項目とも繰越金、補正額、増額の42万5,000円でございます。これは令和2年度からの繰越金でございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今回の補正予算にも、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために国庫補助金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これ以降コロナ交付金と省略させていただきますが、この財源を有効に活用した事業の実施に取り組むための事業予算を計上しております。

それでは、総務課に係る補正予算につきまして御説明いたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の131万8,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の国庫支出金、減額の11万2,000円はコロナ交付金で、総務費国庫補助金でございます。

総務管理事務経費として、節区分、委託料の業務委託143万円は、今回、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることになりました。そこで、定年延長の新制度へ移行するため、関係する例規、条例や規則等がございますが、その整備支援に係る経費の補正をお願いするものでございます。

次に、コミュニティバス運行経費として、工事請負費の減額の11万2,000円は、民間事業者の高速バス運行によりますバス停の設置及び仮駐車場の整備に関する工事請負費の入札差金でございます。

次に、目、財産管理費、補正額、増額の988万9,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金500万円はコロナ交付金でございます。

公共施設維持管理経費として、節区分、委託料の業務委託438万9,000円は、平成28年度中に策定いたしました安八町公共施設等総合管理計画の見直しに係る経費の補正をお願いするものでございます。これは、国より、中長期的な観点での公共施設のマネジメントを推進するため、令和元年度中に同管理計画の見直しを実施することが求められているからでございます。

次に、節区分、備品購入費の550万円は、現在安八町の公共施設で使用しております放送設備、ワイヤレスマイクや音響設備等でございますが、これが電波法関連法の無線設備規則の改正に伴いまして旧規格でのマイクの使用が令和4年12月1日以降使用ができなくなりますので、新規格に対応した機器に新しく更新するための経費の補正をお願いするものでございます。

1つ飛んで、目、財政調整基金費、補正額、増額の8,352万2,000円でございます。今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

29ページの上段、款項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の4,430万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の国庫支出金2,065万円は、補助率2分の1の社会資本整備総合交付金の消防費国庫補助金で、次の県支出金200万円は、補助率3分の2の被災者生活・住宅再建支援事業補助金の消防費県補助金でございます。

防災事務経費として、節区分、委託料660万円は、2つの事業に係る業務

委託費を計上しております。1つ目が、洪水ハザードマップ作成業務に330万円でございます。これは、岐阜県が管理しております河川、犀川と宝江川に対する洪水ハザードマップを作成するための経費でございます。2つ目が、避難所等設備整備工事に係る設計管理業務に330万円でございます。

次に、工事請負費3,470万円は、南條地内の第3分団2部の消防車庫南側の旧南條保育園の老朽化対策や、今回、勤労青少年ホームの改修に併せて資機材などを保管できる防災倉庫や自家発電機などを整備するための経費でございます。

次に、負担金、補助及び交付金の補助金300万円は、自然災害により被害を受けた被災者に対する支援を行うものでございます。これは、国の被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯を対象とし、国の制度から漏れた被災者に対して、県と町とでカバーするための経費の補正をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課分でございます。

26ページ中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額250万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国県支出金235万円のうち、国庫支出金220万円はコロナ交付金でございます。県支出金15万円は清流の国ぎふ推進補助金でございます。

事業名、企画振興経費、節区分、需用費、消耗品費220万円は、新型コロナウイルス感染症対応除菌用品支給事業として除菌シートやスプレーを配付し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るものでございます。

同じく節区分、委託料、業務委託30万円は、交流人口拡大推進業務といたしまして、歴史的観光資源を活用したまちづくりを推進するため、まちあい公園にSNS映えスポットを創出し、交流人口の増加を図るものでございます。

1枚はねていただきまして、28ページ中段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、補正額400万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金400万円はコロナ交付金でございます。

事業名、商工総務事務経費、節区分、負担金、補助及び交付金の負担金で、

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の第3弾、第4弾、第5弾に係る町負担分の補正をお願いするものでございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書は、2枚戻っていただきまして、ページは25ページの下段をお願いいたします。

歳入の諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の669万4,000円のうち、過年度精算金182万7,000円、こちらについては安八郡広域連合より受け入れるものでございます。1つ飛んで、過年度精算金263万8,000円は、後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、26ページの下段をお願いいたします。

歳出の款、民生費、項、社会福祉費、目、福祉医療費、補正額、増額の259万3,000円。福祉医療事務経費で、節区分の償還金、利子及び割引料は、令和2年度の精算確定により国及び県へ返還するものでございます。

続きまして、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の162万2,000円。心身障がい者福祉事務経費で、節区分の工事請負費は、ひかりの里のエアコンを更新する工事費でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の2万5,000円。児童手当経費で、節区分の償還金、利子及び割引料は、令和2年度の精算確定により国及び県へ返還するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、補正額、増額の118万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金はコロナ交付金でございます。保健センター管理経費で、節区分の工事請負費は、施設内のトイレ改修の工事費でございます。

続いて、目、予防費、補正額、増額の3,243万8,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金3,221万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,245万9,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金446万5,000円並びに新型コロナウイルスワクチン接種緊急包括支援交付金528万7,000円でございます。特定財源、その他の諸収入22万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン町外者からの接種料でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費で、節区分の職員手当等735万円は、職員の時間外勤務手当660万円及び管理職員特別勤務手当75万円でございます。報償費の624万円は、接種会場における看護師手当でございます。役務費の155万円は、通信運搬費、電話代の17万円及び手数料、国保連審査手数料138万円でございます。委託料の1,729万8,000円は、医療機関への個別接種委託料でございます。

議長 続きまして、産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 続きまして、産業振興課分でございます。

同じく27ページをお願いいたします。

最下段で、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額、増額の1,333万2,000円でございます。財源内訳で特定財源、国庫支出金のコロナ交付金で1,000万円でございます。節区分で、工事請負費1,333万2,000円でございます。内容といたしまして、特産品の製造の後押しを目的として、ふれあいセンターの改修事業をする工事費でございます。改修の内容といたしまして、老朽化・衛生対策、倉庫の増築、照明器具のLED化、トイレの洋式化等でございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 続きまして、議案書の28ページ上段をお願いいたします。

目、農地費、補正額3,000万円。財源内訳、特定財源の県支出金561万円は、農業農村整備事業補助金でございます。節区分、工事請負費3,000万円、県単土地改良事業として、北今ヶ淵杵ノ戸地内における農道整備について、県より補助事業として採択されましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、中段飛ばしまして、下段でございます。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路新設改良費、補正額760万8,000円。財源内訳、特定財源、国庫支出金418万4,000円は、社会資本整備総合交付金でございます。節区分、工事請負費760万8,000円、道路新設改良事業として、当初予算に計上しております北今ヶ淵宮西地内及び中須地内の通学路改良事業2路線につきまして、補助内示額が予算額を上回りましたので、事業費を積み増ししたく、補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 教育委員会の学校教育課分でございます。

29ページの中段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額はございません。財源内訳の特定財源は、県支出金で、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金で56万4,000円です。一般財源は、減額の56万4,000円です。スクール・サポート・スタッフ配置事業が県より交付決定されましたので、財源の入替えをするものでございます。

続きまして、目、放課後児童クラブ費、補正額、増額の1,837万円です。財源内訳の特定財源は、国庫支出金でコロナ交付金1,209万5,000円。節区分といたしまして、委託料143万円、工事請負費1,694万円は、放課後児童クラブ名森教室の外トイレを新設する委託料及び工事費でございます。

続きまして、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の477万4,000円です。財源内訳の特定財源は、国庫支出金でコロナ交付金477万4,000円。節区分といたしまして、備品購入費477万4,000円は、コロナ対策として小学校に空気清浄機31台を購入するものでございます。

30ページをお願いいたします。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の508万2,000円です。財源内訳の特定財源は、国庫支出金でコロナ交付金308万円と財源内訳、その他の諸収入として東安中学校組合負担金200万2,000円です。節区分といたしまして、備品購入費508万2,000円は、コロナ対策として中学校に空気清浄機33台を購入するものでございます。

続きまして、項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、増額の915万1,000円です。財源内訳の特定財源は、国庫支出金でコロナ交付金800万円。節区分といたしまして、需用費915万1,000円は、給食センターで使用しております小・中学校給食用の皿の買換えでございます。

議 長 生涯学習課長 今村厚土君。

生涯学習課長 同じく30ページ、中段をお願いします。

生涯学習課分を御説明申し上げます。

款、教育費、項、保健体育費、目、保健体育施設費、総合体育館管理経費でございます。補正額689万7,000円は、全て一般財源です。節区分、工事請負費689万7,000円につきましては、総合体育館の防火シャッター6か所、ま

た自家発電設備、こちらにつきまして緊急に改修が必要になりましたための
工事費でございます。

以上、議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）の
説明とさせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げ
ます。

議 長 ただいま議題となっております議第29号は、会期内の各常任委員会で審査
していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は会期内の各常任委員会で審
査していただくということに決定をいたしました。

議 長 日程第9、議第30号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議案書の31ページをお願いいたします。

議第30号につきまして、朗読説明をさせていただきます。

議第30号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1
号）。

令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次
に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
787万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,887万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、33ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

33ページが歳入、34ページが歳出でございます。

歳入歳出とも合計額では、補正前の額15億4,100万円、補正額787万円、計
15億4,887万円。

続きまして、35ページ、歳入内訳でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額343万1,000円。

続きまして、款項目とも繰越金、補正額443万9,000円。これは、令和2年度決算による繰越金の確定及び今回の補正の財源調整として基金から繰入れをお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

歳出内訳でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額787万円。節区分、償還金、利子及び割引料787万円。これは、令和2年度保険給付費の確定による県への普通交付金の返還金でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第30号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は会期内の民生文教常任委員会で審査いただくことに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第31号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議案書の37ページをお願いいたします。

議第31号につきまして、朗読説明させていただきます。

議第31号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,594万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、39ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

39ページが歳入、40ページが歳出でございます。

歳入歳出とも合計として、補正前1億9,200万円、補正額394万3,000円、計1億9,594万3,000円でございます。

1枚はねていただきまして、41ページをお願いします。

歳入内訳でございます。

款項目ともに繰越金、補正額394万3,000円。節区分、繰越金は、令和2年度決算による繰越金の確定によるものです。

42ページ、歳出内訳でございます。

上段の表です。款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額394万5,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金394万5,000円は、令和2年度決算の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金です。

下の表、款項目ともに予備費、減額の2,000円は、今回の補正の端数調整を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第31号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第32号 町道路線の廃止についてと日程第12、議第33号 町道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の43ページをお願いいたします。

議第32号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第32号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

45ページをお願いいたします。

廃止となる路線は、牧地内で浄化センター西部でございます。

整理番号1．路線番号023635、路線名、十八町11号線。起点は、牧字十八町3717番1地先から終点、牧字十八町3749番6地先の延長98メートル、幅員3.3メートルから3.7メートル。

続きまして、整理番号2．路線番号023250、路線名、十八町忠三河渡3号線。起点、牧字十八町3749番1地先から終点、牧字忠三河渡3863番地先の延長171.2メートル、幅員4.6から7.0メートルの2路線でございます。

続いて、47ページでございます。

こちらは認定廃止路線網図で、さきに御説明申し上げた廃止する2路線で、それぞれ赤丸が起点、矢印の先が終点を示しております。

ページ移りまして、49ページをお願いいたします。

議第33号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第33号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

51ページをお願いいたします。

新たに認定する路線も牧地内でございます。

整理番号1．路線番号023250、路線名、十八町忠三河渡3号線。起点は、牧字十八町3717番1地先から終点、牧字忠三河渡3863番地先、延長256.5メートル、幅員3.5から9.0メートルでございます。

ページ移りまして、53ページでございます。

認定路線網図で、前議案で廃止する2路線を、用途を廃止する部分を除き、新たにかぎの手に1路線として再認定をお願いするもので、赤丸が起点、矢印の先が終点を示しております。

町内企業の事業用地の拡大に伴いまして、既存敷地と新たに取得された用地とを一体利用したい意向があり、敷地を分断する道路が支障となるため、

払下げの申請がございました。敷地の一体利用により、廃止路線部分に対する受益は本企業のみであり、今後、改築・維持などの道路管理を行う必要もないため、町道路線の一部を廃止して払い下げ、改めて残りの町道路線について認定をお願いするものでございます。

以上2議案につきまして、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第32号、議第33号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第32号、33号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。よろしくお願いをいたします。失礼しました。11時15分でお願いします。

(午前11時06分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 お諮りいたします。

日程第13、認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第2号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第3号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第4号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第5号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第18、認定第6号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第13、認定第1号から日程第18、認定第6号までを一括議題とすることに決定をいたしました。これから、これらを議題といたします。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより、順次説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 梅村明広君。

会計管理者兼税務課長 ただいま上程されました6つの認定議案について、朗読並びに御説明を申し上げます。

議案書55ページのほうをお願いいたします。

認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねて、57ページのほうをお願いいたします。

認定第2号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

次、59ページをお願いいたします。

認定第3号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

61ページをお願いいたします。

認定第4号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

63ページをお願いいたします。

認定第5号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

65ページをお願いいたします。

認定第6号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和3年9月6日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明申し上げます。

表紙の薄い黄色の決算附属書類のほうをお願いいたします。

表紙2枚はねていただきまして、2ページからお願いをいたします。

令和2年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計、歳入総額78億1,690万5,936円、歳出総額73億8,852万1,201円、差引額4億2,838万4,735円。このうち、繰越明許費といたしまして3,995万9,000円。法第233条の2の規定による基金繰入額は2億1,300万円でございます。

国民健康保険特別会計、歳入総額が15億2,609万3,886円、歳出総額が14億2,065万4,693円、差引額1億543万9,193円。このうち、法第233条の2の規定による基金繰入額は1億円でございます。

後期高齢者医療特別会計、歳入総額1億9,166万9,287円、歳出総額が1億8,772万4,587円、差引額394万4,700円。

児童発達支援事業特別会計、歳入総額2,528万6,812円、歳出総額2,280万1,865円、差引額248万4,947円。

水道事業会計、歳入総額5億6,662万5,925円、歳出総額5億5,649万3,178円、差引額1,013万2,747円。

公共下水道事業特別会計、歳入総額が9億5,413万6,089円、歳出総額9億2,841万6,834円、差引額2,571万9,255円。このうち、法第233条の2の規定による基金繰入額は1,900万円でございます。

1枚はねて、4ページのほうをお願いいたします。

令和2年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の成果に関する説明書につきましては、歳入歳出の決算の内容と関係がございますので、各委員会にて御説明申し上げます。

1枚はねて、6ページをお願いいたします。

右側のページ最下段、ラインの下、8つの基本目標ごとの各事業と重複する部分もありますが、新型コロナウイルス感染症関連事業について記載をしております。こちらの詳細につきまして、54ページのほうをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症関連事業。

事業名の新型コロナウイルス感染症対応各種事業は、主な事業内容といたしまして、公共的空間安全安心確保事業、アンビープレミアム商品券事業、GIGAスクール構想の早期実現、こども園のエアコン設置、森部こども園補強工事等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました地域経済や住民生活の支援を行いました。

事業経費は、全体で3億245万6,000円。

財源内訳の特定財源は、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県支出金の新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金等でございます。

右側、55ページをお願いいたします。

事業名の特定定額給付金事業は、支給額1人当たり10万円を1万4,834人に給付し、家計への支援を行いました。

事業経費は、14億9,440万9,000円。

財源内訳は、全て特定財源の国庫支出金の特別定額給付金事業費補助金及び事務費補助金でございます。

1枚はねて、56ページのほうをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物の関係でございます。

土地の決算年度中の増減高といたしまして、公共用財産のその他の施設におきまして、2件払下げを行い、合計面積1,302平方メートルでしたので、決算年度末現在高といたしまして、合計24万2,357平方メートルでございます。

右側の建物につきましては、決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末における延べ床面積の合計といたしまして5万8,516平方メートルでございます。

左側に戻っていただきまして、(2)有価証券でございます。

決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高は、合計といたしまして870万円でございます。

右側、(3)物権でございます。

地上権といたしまして、決算年度中増減高はございませんでしたので、決算年度末現在高は4万8,965平方メートルでございます。

下段の表、(4)出資による権利でございます。単位は1,000円です。

決算年度中増減はございませんでしたので、決算年度末現在高の合計高といたしまして971万6,000円でございます。

1枚はねて、58ページをお願いいたします。

2の物品の関係でございます。

区分の軽貨物自動車から消火・通報訓練指導車までございまして、決算年度中の増減高といたしまして、軽貨物自動車1台を廃車したことにより、決算年度末現在高といたしまして、合計36台の保有でございます。

右側のページをお願いいたします。

3. 基金の関係でございます。

増減のありました基金のみ説明をさせていただきます。単位は1,000円です。

区分の財政調整基金でございます。決算年度中の増減といたしまして、3億1,434万3,000円の増。

1つ飛びまして、地域福祉基金につきましては、14万円の増。

1つ飛びまして、スマートインターチェンジ建設基金につきましては、2,109万3,000円の減。

ふるさと基金につきましては、1,910万円の増。

森林環境譲与税基金につきましては、118万円の増。

小計を飛びまして、公共下水道事業整備基金につきましては、800万円の増。

4段ほど飛びまして、教育振興基金につきましては、2万5,000円の減。

決算年度中の増減の合計額といたしまして、3億2,164万5,000円の増で、決算年度末現在高といたしまして、合計で9億5,843万4,000円でございます。

4の貸付金の関係でございます。こちらも単位は1,000円です。

区分の学校給食運営費貸付金につきましては、決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末現在高といたしまして200万円でございます。

1枚はねて、60ページのほうをお願いいたします。

令和元年度・令和2年度款別決算額比較表、歳入の関係でございます。款の上段が元年度、下段が2年度ですので、下段の2年度のみ説明申し上げます。

款の町税、収入済額が22億2,394万7,326円、不納欠損額につきましては、451万6,502円を不納欠損処分しております。また、未収入額につきましては7,564万8,904円でございます。

飛びまして、1枚はねて62ページをお願いいたします。

一番上、款の分担金及び負担金の未収入額2万1,208円につきましては、保育料と空中防除の受益者負担金でございます。

下から3段目、諸収入の未収入額1万800円につきましては、保育料における副食費でございます。

その他の関係につきましては、全て収入をしております。

最下段、歳入合計といたしまして、収入済額が78億1,690万5,936円、対前年比17億6,576万297円の増でございます。不納欠損額が451万6,502円、未収入額7,568万912円でございます。

1枚はねて、64ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の関係でございます。

こちらにつきましては、最下段の合計額といたしまして、支出済額が73億8,852万1,201円、対前年比17億5,505万9,489円の増でございます。

1枚はねて、66ページをお願いいたします。

町税決算額の推移の関係でございます。

区分の款、町税でございます。2年度の前年比増減額でございます。219万9,361円の増で、前年比100.1%となっております。

右側のページをお願いいたします。

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございます。

消費税が5%から8%に引き上げられた際に、引上げ分のうち地方消費税の収入につきましては、社会保障4経費といたしまして、年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその他社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に経費を充てるとされております。

表の右から2列目の一般財源のうち、引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）のところでございますが、この列がその関係を表示している項目でございます。

左側の事業名、保健衛生の福祉医療事業から成人保健事業に、消費税の引上げ分を全額充てていることを示した表でございます。

1枚はねて、68ページをお願いいたします。

令和2年度一般会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の概要の関係でございます。特定財源につきましては、会期中に開催される各委員会にて説明させていただきます。今回は、一般財源のみ説明をさせていただきます。

款の町税、項の町民税からたばこ税までの収入済額、合計22億2,394万7,326円でございます。

このうち不納欠損といたしまして、町民税のうち個人分が217万2,000円、固定資産税につきましては219万2,000円、軽自動車税につきましては15万2,000円をそれぞれ不納欠損処分したものでございます。

続きまして、款の地方譲与税でございます。節の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、合わせまして収入済額8,720万円でございます。

右側をお願いいたします。

款節ともに利子割交付金、収入済額201万8,000円でございます。

以下、配当割交付金は760万7,000円。

株式等譲渡所得割交付金が888万4,000円。

令和2年度より新設されました法人事業税交付金は1,167万9,000円。

地方消費税交付金は3億451万6,000円。内訳といたしまして、地方消費税交付金が1億3,057万7,000円、社会保障財源交付金が1億7,393万9,000円でございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金が444万2,830円。

環境性能割交付金が789万4,000円。

地方特例交付金は2,050万9,000円。内訳といたしまして、個人住民税減収補てん特例交付金が1,472万3,000円、自動車税減収補てん特例交付金が407万1,000円、軽自動車税減収補てん特例交付金が171万5,000円。

続きまして、地方交付税は13億9,164万8,000円。内訳といたしまして、普通交付税が13億1,052万6,000円、特別交付税が8,112万2,000円でございます。

最下段、交通安全対策特別交付金は193万8,000円でございます。

1枚はねて、70ページをお願いいたします。

款の分担金及び負担金から76ページの県支出金までにつきましては、特定財源ですので、各委員会で説明をさせていただきますので、76ページまでお願いをいたします。

76ページの中段となります。

款の財産収入、節の利子及び配当金、収入済額が5万6,235円。このうち一般財源となりますのは、2段目のふるさと農村活性化対策基金、財政調整基金、東海旅客鉄道（株）他配当金で、合計5万3,000円でございます。

節の土地貸付収入、収入済額563万5,932円、こちらにつきましては、法人6社、個人1名からの賃貸料でございます。

節の土地売払収入、収入済額が2,084万1,480円、こちらにつきましては、法人2社からのものがございます。

款の寄附金、節の一般寄附金、収入済額115万440円、こちらにつきましては、5団体、個人2名からの寄附金でございます。

右側をお願いいたします。

款の繰入金、節の財政調整基金繰入金、収入済額1億2,047万5,000円でございます。

その下の款節ともに繰越金、収入済額1億7,585万3,927円は、令和元年度からの純繰越金でございます。節の繰越明許繰越金、収入済額783万円でございます。

款の諸収入、節の延滞金、収入済額358万5,566円は、町税に対する延滞金でございます。

節の預金利子、収入済額8,720円、歳計現金の利息でございます。

1枚はねて、78ページをお願いいたします。

節の雑入の収入済額1億1,404万4,189円、このうち一般財源の金額の大きなものとしたしまして、最上段、総務課分の職員駐車場協力金329万5,000円でございます。

右側、79ページをお願いします。

款の町債、このうち一般財源となりますのは、最上段、節の臨時財政対策債、収入済額2億3,670万円で、西美濃農業協同組合から借り入れたものでございます。

1枚はねて、80ページをお願いいたします。

歳出の概要の関係でございます。

歳出につきましては各委員会にて説明をさせていただきますので、この場では省略をさせていただきます。

ページが飛びますが、106ページをお願いいたします。

一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。

下から4段目の性質別合計と、その下の行、前年度合計額を比較しまして、大きく増減のあった項目のみ説明をさせていただきます。単位は1,000円です。

106ページの項目の1つ目の人件費、前年比2億3,530万1,000円の増でございます。これは、地方公務員法、地方自治法の改正により会計年度任用職員制度となり、物件費の賃金として支出していたものが、人件費の報酬に置き換わったものでございます。

2つ目の物件費、前年比1億4,124万2,000円の減でございます。これは、コロナ交付金を活用いたしまして避難所の防災備蓄品や小・中学校のタブレットを購入し増額となりましたが、先ほどの会計年度任用職員制度による減額のほうが大きくなり、合計額といたしまして減となったものでございます。

左から5つ目の補助費等につきましては、前年比14億9,775万2,000円の増でございます。これは、住民1人当たり10万円を給付いたしました特別定額給付金事業によるものでございます。

107ページに移っていただきまして、左から3つ目の積立金、前年比1億3,859万3,000円の増でございます。これは、財政調整基金、ふるさと基金の積立てが増額となったものでございます。

1枚はねて、108ページをお願いいたします。

経常的需用費対前年度増減状況でございます。単位は1,000円でございます。

経常的需用費の計の最下段、合計額、2年度といたしまして1億5,568万1,000円、対前年比1,821万3,000円の減、率にしまして10.5%の減でございます。主な理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、町有施設が臨時休館となり、その後も各種イベントが中止となり、利用者が減少したため、燃料費、印刷製本費等が大きく減少したものでございます。

1枚はねて、110ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。単位は1,000円です。

区分の(1)一般公共事業債から(9)財源対策債まで、それぞれ目的に合わせて借入れを行っているものでございます。最下段の合計欄について説明させていただきます。

決算年度中の発行高につきましては、4億6,000万円でございます。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金につきましては5億6,769万1,000円、利息につきましては2,403万4,000円の支出でございます。決算年度末現在高といたしまして、61億8,253万9,000円でございます。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。

2枚はねて、114ページ、黄色い用紙のほうになります。よろしく願いいたします。

続きまして、特別会計におきましては、金額の大きいものについてのみ説明をさせていただきます。

令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

まず左側の歳入でございます。

保険料といたしまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして、現年度分で3億1,165万3,000円、滞納繰越分で1,512万

7,000円を収入いたしております。

2段飛びまして、県支出金は10億4,856万5,000円を収入しております。

1段飛びまして、繰入金は8,863万7,000円で、一般会計の繰入金でございます。

続きまして、右側のページ、歳出をお願いいたします。

2段目の保険給付費のうち、療養諸費といたしまして8億7,168万2,000円、高額療養費といたしまして1億3,088万円でございます。

国民健康保険事業費納付金の医療給付費分としまして2億4,355万7,000円、後期高齢者支援分といたしまして9,023万5,000円、介護納付金分といたしまして3,286万7,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして1億543万9,000円で、そのうち基金に1億円を繰入れいたしております。

1枚はねて、116ページをお願いいたします。

国民健康保険に係ります諸係数の関係でございます。

二重丸の3つ目、保険料の状況をお願いいたします。

116ページが一般被保険者分、117ページが退職被保険者分で、下段が2年度分でございます。

現年度分の収納率、一般被保険者分が95.6%、退職被保険者分が、現年度分につきましては対象者はございませんでした。

滞納繰越分の収納率、一般被保険者分が34.8%、退職被保険者分の収納率は30%でございます。また、一般被保険者分につきましては、697万3,072円を不納欠損処分いたしております。

以上が国民健康保険の関係でございます。

2枚はねて、120ページをお願いいたします。紫色の用紙になります。

令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書（概要）。

まず上段の歳入のほうからお願いをいたします。

保険料、現年度分といたしまして1億3,162万9,000円で、特別徴収分と普通徴収分として収入をしております。

4段ほど飛びまして、繰入金でございます。4,477万7,000円で、事務費、保険基盤安定、保健事業費として、それぞれ繰入れを行ったものでございます。

下段の歳出でございます。

2段目の後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、1億7,394万6,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして、394万5,000円でございます。

右側のページに移りまして、右側のページ、後期高齢者医療保険に係ります諸係数の関係でございます。

こちら、二重丸の3つ目、保険料の状況でございます。

現年度分の収納率、2年度分が99.4%、滞納繰越分、2年度分の収納率が48.9%でございます。また、滞納繰越分におきまして、2万5,800円を不納欠損処分いたしております。

2枚はねていただきまして、124ページをお願いいたします。オレンジ色の用紙になります。

令和2年度児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要。

まず歳入の上段の表でございます。

障害児給付費といたしまして1,311万8,000円、1段飛びまして、繰入金としまして1,000万円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、下段の表、歳出でございます。

総務費といたしまして、2,212万3,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして、248万5,000円でございます。

右側をお願いいたします。

利用状況の関係でございます。

二重丸の4つ目でございます。2年度末におきましては、30の方が登録、また利用をされております。1日平均としまして7.6の方が利用をされております。

2枚はねていただきまして、128ページ、次は水色の紙になります。お願いをいたします。

令和2年度水道事業会計決算説明書の概要でございます。

表上段の事業収支の関係でございます。

左側の水道事業収益の関係でございます。

営業収益の給水収益1億7,892万9,410円から営業外収益の一番下の未収消費税1,981万9,882円までの合計といたしまして2億1,742万5,925円。

次に、表中央の水道事業費用の関係でございます。

営業費用の原水及び浄水費2,798万4,691円から営業外費用の企業債利息1,506万324円までの合計といたしまして1億6,786万6,586円で、事業収支といたしまして、4,955万9,339円の利益となっております。

続きまして、その下の資本的収支の関係でございます。

まずは資本的収入でございます。企業債3億4,920万円。表中央の資本的支出といたしまして、建設改良費並びに企業債償還金を合わせまして3億8,862万6,592円でございます。資本的収支といたしましては、3,942万6,592円の損失となっております。

事業収支と資本的収支を合わせますと、1,013万2,747円の利益となるものでございます。

続きまして、下段の企業債の状況でございます。単位は1,000円でございます。

決算年度中の発行高といたしまして3億4,920万円、決算年度中元利償還高といたしまして、元金で3,824万2,000円を償還いたしております。決算年度末現在高といたしまして、20億2,428万8,000円でございます。

1枚はねていただきまして、130ページをお願いします。緑色の用紙になります。

令和2年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書（概要）。

左側の歳入のほうをまずお願いします。

分担金及び負担金の受益者負担金は、898万1,000円でございます。

使用料及び手数料の使用料といたしまして2億6,052万円。また、不納欠損額といたしまして、161万7,000円を不納欠損処分いたしております。

また、記載はございませんが、収納率といたしまして、現年度分が99.1%、過年度分が13.7%となっております。

国庫支出金の国庫補助金は、3,971万円でございます。

1つ飛びまして、繰入金でございます。一般会計と基金の両方から繰入れを行っているものでございます。

右側ページに移っていただきまして、歳出でございます。

公共下水道建設費といたしまして1億3,234万9,000円。

浄化センター管理費といたしまして1億3,517万4,000円。

公債費につきましては、元金、利子を合わせまして6億6,089万4,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして2,571万9,000円で、そのうち基金に1,900万円を繰入れいたしております。

続きまして、下段の地方債の状況でございます。単位は1,000円でございます。

決算年度中発行高といたしまして1億8,220万円。決算年度中元利償還高といたしまして、元金として5億6,010万9,000円を償還いたしております。決算年度末現在高といたしまして、53億8,459万5,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度の説明とさせていただきます。御審査賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 監査報告を求めます。

監査委員 大平文雄君。

5 番 それでは、監査報告を行います。

令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算、令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上につきまして、8月24日、25日の両日にわたり、清監査委員と私で監査いたしました結果を報告いたします。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、3つの観点から監査を行いました。

1つ目として、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、適正・効率的に執行されているか。2つ目として、決算の計数は正確であるか。3つ目として、財産の取得管理及び処分は適正に行われているかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施した出納検査の実施を踏まえ、慎重に審査しました。

審査の結果、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては、第五次総合計画及びその実施計画に基づき、適切かつ効率的に実施されてい

ることを確認いたしました。なお、財産につきましても適正に管理されてきました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6の規定により、確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取扱いにおいても、町の条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

それから、本審査を終え、次のことを要望いたします。

1つ目は、職員一人一人が町民目線を絶対に忘れずにこの仕事をしていただきたい。公務員は全体の奉仕者であり、公平性が貫かれていることが必要であり、これからも一段と努力をお願いいたします。

2つ目は、コスト意識を常に持って職務に取り組んでいただきたいと思えます。コスト面のみでなく、事務作業においても常に現状を把握し、見直しを行い、改善に取り組むことでコスト削減、業務改善に努めていただきたいと思えます。

また、令和2年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査いたしました。いずれも現状では健全な範囲でありましたが、弾力性ある財政とは言い難いものでございます。引き続き、財政比率の向上に努めていただきたいと思えます。これからの高齢化などの社会状況を踏まえ、厳しいことも予想されます。健全化に向けて、より一層の改善を進めていただくことを要望いたします。

以上で監査報告を終わらせていただきます。

議長 ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

各常任委員会で審査のため、9月7日から9月16日までの10日間を休会としたいと思えますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月7日から9月16日までの10日間を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

(散会時間 午後0時00分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月6日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 大 平 文 雄

議 員 西 松 巖

令和3年9月17日（第2日）

議 事 日 程 (令和3年9月17日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議 第26号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議 第27号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議 第28号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第7 議 第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議 第30号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第9 議 第31号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予
算(第1号)
- 日程第10 議 第32号 町道路線の廃止について
- 日程第11 議 第33号 町道路線の認定について
- 日程第12 認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第13 認定第2号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第14 認定第3号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第18 議 第34号
意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の

充実を求める意見書について

日程第19 議第35号

意見書第2号 こども庁の設置を求める意見書について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員（10名）

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
民生調整監 吉 村 等	建設調整監 岡 田 立
総 務 課 長 山 田 靖	企画調整課長 大 平 共 美
福 祉 課 長 坂 和 由	建設 課 長 河 合 一
学校教育課長 堀 隆 志	生涯学習課長 今 村 厚 士
住民環境課長 神 野 千 津	産業振興課長 堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長 梅 村 明 広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓	書 記 宇佐見 かおる
書 記 山 形 さおり	

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

この時間も台風14号で九州の各地では大雨ということで、徐々にこちらのほうへも来るような天気予報でございます。何とか避けて通れるものなら避けたいなというふうに思っておりますが、一旦降りますと大変大きな災害がどこでも発生する、そんな現状でございます。

一方、コロナも昨日現在、また1人増えたということで、いろいろと苦の種は尽きないわけでございますが、どうか今日、皆さん方、定例会最終日でございます。慎重に御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は10人であります。したがって、定足数に達しております。ただいまから令和3年第3回安八町議会定例会2日目を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 碓井昭夫君、9番 山中美恵子さん、お願いいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

発言される方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、5番 大平文雄君。

5番 おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、私のほうから質問に立たせていただきます。

実は、質問事項に書いてありますように、町税における滞納の解消施策はということでした、実はこれ2年前、ちょうど9月だったと思うんですけども、同様の質問をさせていただきました。ただ、それ以降、今日のコロナ禍における状況、あるいは担当課長が変わられたということで、再度別の視点からちょっと趣を変えて質問させていただくということでお許しい

ただきたいと思います。

それでは、事前通告に従いまして質問の要旨を朗読させていただきます。

令和3年度当初予算の税収の歳入に占める割合は、19億2,700万円と32.7%となっています。ただし、現在、コロナ禍も1年半を過ぎ、税収においても少なからず影響を受けていると思われれます。特に、中小企業、小規模事業者にとっては、収入減は余儀なくされており、納税は一層厳しくなっています。その結果、町民税においては減免という措置はありませんが、固定資産税においては、令和2年の事業収入が50%以上の減少の場合は全額、30%以上50%未満の場合は2分の1減免されます。当然ながら、減免措置を受けるには、事前に当町に対して申告する必要があります。もちろんこの減免につきましても、後ほど国のほうから補助があるというふうにも聞いております。

さて、このような状況下において、今年度の税収に関しては減少するのではないかと考えられます。また、滞納額も増加する懸念があります。令和2年度においては、税の不納欠損額が450万円、収入未済額が7,500万円と多額になっており、今年度はさらに滞納の増加、税減収は避けられないのではと思われれます。もちろん事業収入の減少が一因ではありますが、過年度状況からしても、悪辣な意図を持って滞納する町民も少なからず存在すると思われれます。

税の時効は5年ではありますが、1、債権者による請求、差押えや仮処分、債務者の承認があった場合、消滅時効は中断となり、5年の時効は存在しないに等しいと考えられます。

現在、当町では、滞納の解消に向けて県へ人材を派遣されていることは承知しておりますが、現状滞納額がさらに増加すれば、当町の財政運営に影響を及ぼすのは明白です。

そこで、今後一層厳しい滞納解消に向けて取り組む必要があります、税務課長の強い心意気をお伺いいたします。以上でございます。

議長 会計管理者兼税務課長 梅村明広君。

会計管理者兼税務課長 大平文雄議員の御質問、町税における滞納の解消施策はについてお答えいたします。

令和3年度当初予算における町税の歳入総額は19億2,705万5,000円で、対前年比といたしまして1億294万5,000円の減、率にして5.1%の大幅な減と

なりました。このことにつきましては、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民税は給与や営業所得の減少を見込んだため4,432万4,000円の減額、固定資産税については、家屋・償却資産の減免措置等を見込んだため5,561万円の減額となりました。なお、固定資産税の減免措置に係る減額分につきましては国から補填されるため、その相当額を地方特例交付金として、今年度歳入予算に計上をしております。

直近5年間の町税の歳入決算額につきましては、22億円前後で推移をしておりますが、令和3年度におきましては、当初調定額の比較でも相当な減額となっておりますので、歳入決算額についても減額すると見込まれます。

さらに、第5波による新型コロナウイルス感染者が急増していることから、納税だけではなく多方面に様々な影響を及ぼすものと考えています。

さて、先ほど議員の質問にもありましたが、2年前に町税の滞納状況等についての御質問がございました。その際、前任の課長が西濃県税事務所への職員派遣のことに触れ、7月からの派遣であったため、僅か2か月ではありますが、既に成果を上げて始めていますと答弁をさせていただきました。職員派遣の前年である平成30年度の町税滞納分の決算ベースでの収納額は1,932万4,000円でありましたが、翌年、令和元年度の収納額は2,456万9,000円で、対前年比524万5,000円の増額となり、職員派遣後の令和2年度の収納額は2,905万1,000円で、対前年比448万2,000円の2年連続の増額となりました。

令和2年度に実施しました滞納処分としましては、預金差押えが21件、納税誓約書の締結が114件で、令和元年度と比較しますと件数は減少しておりますが、令和元年度の滞納処分が、職員派遣で岐阜県との共同実施により、個人町民税が重視されておりましたので、令和2年度は固定資産税や法人町民税を重点的に実施した結果、収納額が増加することとなりました。西濃県税事務所への派遣を経験した職員を中心に滞納整理業務に取り組んだことにより、一定の成果を上げることができました。今年度も、7月から半年間の予定で西濃県税事務所に職員1名を派遣しています。県職員と共同して滞納処分を実施し、知識や技術の習得に努めています。

議員御指摘のとおり、税の時効は5年となります。税の公平性を確保するため、5年を経過したことにより安易に不納欠損処分することは、滞納整理

業務として決して許されません。納税者との連絡を密にして、納税誓約書を締結することや、預金や給与を差し押さえることなど、あらゆる手段を用いて時効の延長を図り、徴収機会の確保に努めてまいります。町税収入は歳入予算のうちで最も重要で、その増減により予算全体に大きな影響を及ぼすことを認識し、強い覚悟を持って滞納処分に取り組んでまいります。

以上、大平文雄議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。

令和3年度予算で1億ちょっとの減額予算で組んでみえますけれども、間もなく令和4年度の予算査定に入ってくると思います。恐らくこれも厳しい状況になってくると思います。その辺のところを踏まえまして、もちろん町民税等につきましては減額する理由はございませんけれども、特に悪辣、いわゆる悪意を持った滞納、これにつきましては厳しく対応していただきまして、大きく滞納している金額、先ほど申し上げましたようにあります。そういうことを踏まえまして、町財政に影響を及ぼさないように、幸いなことに、令和3年度も令和2年度から引き続きましてコロナ禍におけるコロナ国庫の補助金、そういうようなものにつきまして何とか財政運営を継続できているということは認識しております。それはそれとして、我々のやはり税の公平性を踏まえて、特に今後とも強硬な立場で、特に悪質な滞納については対応していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 続きまして、4番 坂悟君。

4番 ただいま議長のお許しを得ましたので、私からは2件質問させていただきます。

まず最初に、空き家対策の取組について、2015年5月に空家対策特別措置法が施行されてから6年が経過しております。安八町においても、2017年9月に空家対策の適正管理に関する条例施行規則が完備されています。

過去に複数の議員から空き家問題で一般質問され、それなりの支援体制、空き家相談会、空き家等除去支援事業は整備されています。そのかいあって、

安八町の空き家は171件（2017年9月実績）から167件（2021年8月実績）と僅かながら減っています。しかし、衛生・景観等管理されていない危険な空き家は増加傾向にあると聞いています。

安八町の人口、約1万4,700人、核家族化、ライフスタイルの変化が顕著になってきておりましたが、スマートインターとにしみのライナー開通により、名古屋駅まで40分以内の通勤圏内になり、新規移住者を増やすいい機会と思います。

そこで、現状の空き家管理状態、今後の取組について質問いたします。

質問、現在の空き家管理と空き家解消の取組の実績、過去3年間を教えてください。

2、他自治体で実施されている空き家バンク、シェアハウス、短期貸出し、お試し移住などを取り組むお考えはありますか。

3番目、名古屋駅周辺への利便性、安八スマートインター、にしみのライナーを空き家対策に結びつけてPRしませんか。

4、空家対策特別措置法が施行されて6年が経過していますが、安八町空家等の適正管理に関する条例施行規則の第7条の勧告書での勧告、命令等がされ、特定空家等に認定された空き家はありますか。

また、無管理状態で放置されている衛星・景観等管理されていない危険な空き家には、今後どのように対処されるお考えかをお聞かせください。

2番目の質問に入ります。

リサイクルセンターの設置のお考えは。

安八町のごみ収集では、火曜日、金曜日の休日の連休対策の努力成果で、可燃物の収集量は近年大幅に増大してきていると聞いています。可燃ごみは190キロ（2015年1人当たり）から226キロ（2019年1人当たり）、それに比べて、缶、金物類、ペットボトル、不燃物、粗大の増加は見られず、瓶類、その他プラスチックボトル類に至っては減少傾向です。その他プラスチックボトル類は0.25キログラム（2015年1人当たり）から0.2キログラム（2019年1人当たり）です。

安八町にも、民間のリサイクル品無料回収ステーションができていますが、利益優先のため、集めてくれる品物は限界があり、プラスチックトレイ、スチール、瓶類は町外の施設に持ち込む方がいると聞いています。

近隣市町村には、SDGs推進関係で刈り草の堆肥事業を始められるとか、エコドームを完備、また、リサイクルポイント付与などで利便性を高められている自治体もあります。

質問、日常的にリサイクル資源を持ち込める施設、仮称ですけどリサイクルセンターが必要になってきたと思いますが、いかがでしょうか。安八町のリサイクル収集での取組についてお考えをお聞かせください。

以上2点、担当の方、よろしくお願いします。

議長 それでは最初に、総務課長 山田靖君。

総務課長 坂悟議員の空き家対策についての1点目の御質問にお答えいたします。

平成29年度に策定しました安八町空家等対策計画の時点では、171件の空き家を確認しておりました。その後、新たに空き家と判断した家屋が12件で、除却や売却、それから適正管理の指導等により空き家の解消が16件あり、現在空き家と判断している家屋は全部で167件でございます。また、新たに令和2年度から始まった安八町空家等除却支援事業の実施により、1件の申込みがあり、除却費用に係る補助上限30万円を補助させていただきました。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の中の空き家バンク事業につきましては、現在、安八町空家等対策協議会で今年度中の設置を目指しまして、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会との間で空き家バンク事業の実施に関する協定の締結に向けて協議を進めております。

次に、3点目の御質問にお答えいたします。

市街化区域の空き家で買手を探しているが見つからない、また調整区域にある家屋で売ることもできないなど、空き家に係る様々な事情がございます。安八町のまちづくりとして空き家を有効に利活用してもらうため、これからも安八町定住促進住宅取得助成金制度をPRしながら、町全体として空き家対策に取り組んでいきたいと思っております。

次に、4点目の御質問にお答えいたします。

平成29年の条例制定以降において、新たに特定空家として認定した家屋はございません。また、管理されていない空き家の所有者・管理者に対して適正管理をお願いする文書を送付したり、また直接お話をしたりする相談を実施した結果、適正管理を行っていただき、解決した事例もございます。

しかしながら、町内を見渡しても依然として適正な管理が図られていない、すなわち除却などされていないことで著しく社会全体や周辺環境の利益を損なわれるような空き家のケースもございます。

そこで、法令や条例に基づき、行政が空き家を解体する、処分するなど、行政代執行という最終の手段にも踏み込んだ対策を視野に入れながら今後は検討していかなければならないと思います。

以上のように、指導や助言、空き家バンク事業を活用した利活用、除却補助など様々な方法により、一件でも空き家が減るように進めてまいりたいと思います。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続きまして、住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 それでは、坂議員の2点目のリサイクルセンターに関する御質問についてお答えします。

現在のごみの収集の状況でございますが、可燃物は週2回収集しておりますが、その他不燃物、粗大、缶、金物類、プラスチック類などは月1回の収集となっております。収集後に主に近隣自治体と構成する各種処理組合に搬入し処分されているものや、瓶類、プラスチックボトルのように再生業者で再利用、再商品化されているものもございます。また、町内には最終処分場が1か所あり、瓦、れんが等建設廃材などを受け入れております。

可燃物のように週2回収集されるものや、最終処分場のように常時搬入が可能なものは町民の皆様にもあまり御不便をおかけしないかと思いますが、その他月1回の収集のものにつきましては、自宅での保管もお困りになり、町内外の民間の回収施設に持ち込まれる方もお見えになります。近隣の自治体では、リサイクルセンター、エコドームなどを設置し、日常的に持ち込むことやポイント制を設けているところもあることは承知しております。

坂議員が言われるように、リサイクルセンターが必要であることの認識も持っております。ただいま廃棄物の減量化や循環型社会の体制を整えるための一般廃棄物処理基本計画の策定を進めております。その中で飽和状態が間近になっている最終処分場の移転にも触れることとなりますが、併せて住民の皆様のご利便性を向上させるためにも、リサイクルセンターとまではいかないにしても、定期的な搬入や分別ができるようなシステムの整備を盛り込み

たいと考えています。

次に、町のリサイクル収集での取組についてでございますが、今後は特にプラスチック製容器等のリサイクルを進め、プラスチックごみの減量化に努めてまいりたいと考えています。

持続可能な社会を実現するためのSDGs、行政としましても責務は大きいと思っております。持続可能な地域社会を目指し、廃棄物の減量化・資源化の推進、循環型社会の形成を進めていきたいと考えています。

以上、坂議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 4番 坂悟君。

4番 丁寧な御回答ありがとうございます。

特に再質問に対する回答等は要りませんが、まず山田課長、現状の取組、今後の予定、説明をありがとうございました。

安八町内には危険な、衛生、景観等管理されていない未管理状態の空き家が17件ほどあるというのを伺っております。ぜひとも、これは一件でも減少するように積極的な取組を今後も続けていただきたいと、そのようにお願いします。

続きまして、神野課長のほうには、非常に前向きな御回答をいただきましてありがとうございます。

各所でいろんな御意見があるかとは思いますが、各地区の収集作業での負担の軽減、リサイクル率の効率アップができるSDGsの推進を安八町もぜひとも提案して進めていただきたいと思っております。以上です。これで終わります。

議長 続けます。3番 傍嶋邦博君。

3番 議長のお許しをいただきましたので、私からは、安八町における新型コロナウイルス感染についてという内容で質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染第5波で感染拡大が収まらぬ中、職員の皆様方におかれましてはワクチン接種等に、また小・中学校やこども園の職員の皆様方におかれましては子供たちの感染防止対策に日々御尽力賜りまして、心より感謝申し上げます。

今回の第5波で新型コロナウイルスが従来株から変異株へほぼ置き換わり、

関東ではインド由来で感染力が強い変異株、デルタ株が新規感染者の99%に達したと推定され、全国的にも各地で病床逼迫が続き、自宅療養者は13万人を超えました。

9月5日の岐阜新聞に、岐阜県の状況として、9月3日時点の入院患者数は519人で、病床使用率は63.5%、宿泊療養施設の入所者は801人、自宅療養者は595人、重症者は22人と記載されていました。

このような現状の中、岐阜県では、宿泊療養施設は9月1日から140床増やし1,271床ですが、9月中旬をめどに約250床を追加する方向で調整を進め、本日17日から運用を始めるところを含めると11施設の1,566床になり、さらに臨時の患者の受入れ施設設置の検討を進めております。

安八町の感染状況といたしましては、7月31日時点で58人であった感染者数が9月16日時点で133人となり、約1か月半で今までの感染者数を上回る75人の感染が確認されました。

そこで、私からは2点お聞きいたします。

まず1点目は、療養等の詳細についてお聞きいたします。

大きく分けて5つの事柄がありますので、それについてお答えください。

1つ、安八町の感染者の中で、デルタ株は何件確認されているでしょうか。

2つ、今までに自宅療養された方はいますでしょうか。

3つ、安八町の方が感染した場合、基本的に近隣の入院可能な病院に入院すると思うのですが、その病院の数は幾つで、総病床数は幾つでしょうか。

4つ、宿泊療養施設についても、施設数と入所可能人数を教えてください。

5つ、病院と宿泊療養施設の一番使用が多かったときの人数と使用率を教えてください。

2点目は、安八町独自の感染防止対策・経済対策についてお聞きします。

第5波以降、安八町独自の感染防止対策・経済対策として新たに取られたこと、または何か取り組む予定があれば教えてください。

8月1日以降、10代と10歳未満の感染者が昨日現在までの約1か月半で24人確認されています。8月以降、こども園や小・中学校、放課後児童クラブ等の感染防止対策として新たに取られたこと、または何か取り組む予定があれば教えてください。

また、こども園や小・中学校の職員、放課後児童クラブの支援員の皆様

感染防止対策の仕事で負担が増えていると思いますが、負担を軽減する取組としてはどのようなことを行っているのでしょうか、お答えをよろしく願いいたします。

議長 それでは最初に、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 傍嶋邦博議員の質問、安八町における新型コロナウイルス感染についてお答えをいたします。

1点目の療養等の詳細についてでございます。安八町の感染者の中でデルタ株に感染された方、また自宅療養された方については、県からの情報はありませんので、町では承知をしておりません。

次に、入院できる病院数についても、先ほどと同様に、町では承知をしておりません。しかし、総病床数については県が公表しており、県全体で817床でございます。重症者や中等症の方の入院体制は十分に確保されておるところでございます。

次に、宿泊療養施設についてでございますが、こちらは県から公表されておりまして、議員おっしゃられたとおり、県内で11か所、合計1,566床が確保されております。

次に、病院や宿泊療養施設の最大人数でございますが、県からの情報によりますと、病院では5月22日の556人、また宿泊療養施設では8月24日の975人でございます。また、この使用率につきましては、感染者の発生状況に合わせて、その都度、県は病床数や宿泊療養施設を増床しております。病床使用率は、5月18日の73.5%でございました。

なお、宿泊療養施設の使用率につきましては、8月21日から宿泊療養施設の対応能力を超えたということによりまして、自宅療養が開始されました。このことから、当時、満床に近い状態になったと思われれます。

県では、新型コロナウイルス感染者の発生状況に合わせ、鋭意対策に取り組んでおり、当町といたしましても、町民の皆さんの健康と安全のため全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、傍嶋議員の1点目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続きまして、総務課長 山田靖君。

総務課長 傍嶋邦博議員の2点目の前段の御質問にお答えいたします。

まず、安八町独自の感染対策防止対策といたしましては、今回の補正予算

で計上させていただきましたが、保健センター内や放課後児童クラブ、具体的には名森教室でございますが、そのトイレの改修や設置、また小・中学校における空気清浄機の設置、また給食で使用する食器の更新など、今後も引き続き感染防止対策に取り組んでまいります。

また、新しい生活様式などにも対応するため、勤労青少年ホームを全面改修して、一部テレワーク化施設として活用してまいります。

次に、新たな経済対策といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言、また、まん延防止等重点措置、岐阜県の非常事態宣言等の影響により売上げが減少した中小企業等、また個人事業者で休業要請協力金の対象外となった方々に事業継続を支援するための支援金・応援金の創設に向けて、現在、安八町商工会と連携しながら協議を重ね、検討しているところであります。

そこで、本支援事業の制度設計等の準備が整い次第、迅速に支援金の支給を始めたいと考えておりますので、その際に補正予算等の御対応のほど、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、傍嶋邦博議員の2点目の前段の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続きまして、学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、安八町独自の学校やこども園の感染症防止対策についてお答えします。

小・中学校では、感染症予防対策として、夏休み明けから午前授業や短縮授業（5時間授業）を行い、児童・生徒を早めに帰宅させました。現在は通常授業で実施しています。

なお、万が一陽性者が発生した場合は、国のガイドラインを踏まえ、陽性人数に基づき学級閉鎖等の措置を取ります。さらに、安八町独自の対応として、予防措置となる登校とリモート授業を組み合わせたハイブリッド授業に切り替えて実施するなど、感染対策及び子供たちの対面の学びを止めない方法で実施していく予定をしています。

また、放課後児童クラブ名森教室では、児童がトイレを使用するのに、校舎の2階にあるため、一度に集中し密になることがありました。そこで、国のコロナ対策の補助金を活用し、子供たちが密にならないようにトイレを新

設します。

教職員や児童クラブの支援員の仕事負担の軽減については、スクール・サポート・スタッフを昨年度から専属で1名雇用しており、教員や支援員の仕事の軽減を図っております。また、児童クラブの支援員の悩み、心配は担当が観察・面談し、支援員本人や家族に体調等に不安があるときにいつでも休みが取れるように、他教室や教育委員会からの応援体制を構築しています。

次に、こども園ですが、8月以降の感染者急増を受け、感染拡大防止を図るため休園としていました。現在は保育を再開し、新たに次の2点について取り組んでいます。

1点目、早朝・延長保育時に、従来1つのクラスに園児を集めて保育を実施していましたが、各年齢やクラスごとでの分散保育を実施しています。

2つ目、送迎の際、保護者の建物内への立入りや、また降園時の立ち話や園庭遊びを御遠慮いただき、速やかな帰宅をお願いしています。

また、職員の負担軽減の取組としては、閉館施設の職員が学校やこども園へ出向いて消毒や清掃作業をし、負担軽減を図っています。

これからも学校やこども園の子供たちの安心・安全を確保し、また教職員や保育士の感染対策を十分徹底し、このコロナ禍を乗り越えていきたいと思っています。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

今回の新型コロナウイルスについては、いまだかつてないような事態が次々と起こり、執行部の皆様もいろいろと試行錯誤や検討を重ね御努力いただき、いろいろな取組をしていただきまして本当にありがとうございます。

まず、保育士、教職員、支援員の皆様の負担軽減についてですが、スクール・サポート・スタッフ等でマンパワーを注入していただいているとのことでしたが、こども園、放課後児童クラブについても、これからも現場に足を運んでいただきまして、現場の現状と本当に困っていることを把握していただき、これからも負担軽減に御尽力賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、経済対策についてですが、この前、ニュースでコロナの影響で受診

を控える方が増え、調剤薬局の倒産が過去最多であると報道されていました。また、理容師や美容師、いわゆる床屋さんや美容院の方々も感染リスクが非常に高いにもかかわらず、休業要請がかからないので支援金もなく、しかも不要不急の外出制限のせいで売上げが減少しているとの声も聞こえております。ぎりぎりの状態で回しているところにとっては、たった数%の売上げ減少でも死活問題になってしまいます。これは一例にすぎません。飲食業や旅行会社等はよくクローズアップされていますけど、安八町独自の取組として、中小企業や個人事業主、先ほどおっしゃっていただいた取組のほうですね、そういったのを広く手当てができるような形で取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、療養等の対応についてお願いがあります。

今現在、療養等の対応については県が主導で動き、大事に至ることなく進めていただいているという認識ではございますが、今回の第5波で流行したデルタ株は、いきなり県内新規感染者が380人以上という恐ろしいまでの感染力で自宅療養者が急増してしまいました。そして、今また新種の変異株、イータ株やカッパ株、ミュー株なども見つかっております。ミュー株については、ワクチンの抗体効果が従来の7分の1以下になるとも言われております。もし、今後デルタ株の2倍、または3倍以上の感染力を持った変異株が流行し、県内の新規感染者数がいきなり600人とか1,000人とかを超える状態になったときには一体どうなるのでしょうか。きっと県から市町村へ協力要請が出るのではないかと想像しているのですが、そうなってから町として動き始めても手後れになる可能性があります。さきにお話ししたとおり、県ではそういった事態に備え、宿泊療養施設の拡大や臨時受入れ施設の検討を進め、ホテルコーヨーには酸素投与室を2室整備し、医師の配置等も行っております。安八町もそのもしものときに備え、安八町独自で宿泊療養施設の確保の準備、看護師の確保、また県や近隣の市や町との連携や応援体制など、今から行動しても課題が山積みになりそうなことがたくさんありますので、一日でも早い取組への着手をしてはいかがでしょうか。

御存じだとは思いますが、人口10万人当たりの感染者数は、9月14日現在、岐阜県内42ある市町村の中で安八町は13番目、西濃では大垣市の次に多い2番目になっております。この現状を鑑みると、急激な感染拡大が発生した場

合、安八町の感染者数も大幅に増える可能性が非常に高い状況であると言えます。今までの10万円の支給やワクチン接種等、国や県からの仕事に対し、安八町は、人口があまり多くないという点も確かにはございますが、非常に早く対処できる能力を持ったすばらしい職員がそろっていると自負しております。だからこそ、今後もし県からの協力要請が出たとしても、そのときにスタートラインに立つのではなく、今からたとえ1歩でも2歩でも計画を進めておけば、さらにスピード感ある対応が期待できるはずだと私は考えております。

そこで、町長にお伺いいたします。

すばらしい対応能力を持った職員がそろっているのは実証されております。あとは決定権者の先見性と決断力で安八町の安心と安全が決まると言っても過言ではありません。もう既にいろいろと案を考えていただいているとは思いますが、今上げさせていただいた経済対策のほうは動いていただけるような形で聞いておりますので、療養等の対応の提案についてどうお考えか、見解をお聞かせください。よろしくお伺いいたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、傍嶋議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

現在は何とか第5波感染拡大がピークを越えて終息に向かっているところでございます。先ほどお話がありましたように、また新しい株の感染拡大が大変懸念されているところでございます。

今回は宿泊療養ということで、何とか自宅療養ゼロという県の方針が崩れてしまいました。今後もこういったケースが想定されます。町といたしましても、なかなかそういった施設に限界がございます。限界というか、なかなかそういった施設はないというのが現実でございます。こういった形で、今後そういった緊急時に対応できるかということとはなかなか難しいと思いますが、県としっかり連携を密にしながら、こういった対応ができるのか、今後検討していきたいと思っております。準備していきたいと思っております。よろしくお伺いします。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

3 番 ありがとうございます。

主導が県である以上、県との関係とかいろいろ難しい問題があるのはもちろん承知しております。しかし、転ばぬ先のつえではありませんが、もしものために想定内を増やしておくことはとても重要なことだと私も思っております。また、行政が住民の健康や命を第一に考え、行動することは当然のことだとも思っております。

町長におかれましては、先ほどの提案を一日でも早く実行に移していただきますようお願いいたしまして、私からの質問を終了いたします。答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 続けます。2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長さんのほうからお許しをいただきましたので、私のほうから質問をさせていただきます。

私の質問は、福祉避難所の在り方についてです。

近頃、気象異常により、雨の降り方も線状降水帯と呼ばれる状態が見られます。安八町では、令和3年6月に改訂された洪水ハザードマップが配布されました。その中に指定避難所と福祉避難所が記載されています。

福祉避難所とは、災害時に一般の避難所では生活に支障を来す高齢者や障害者、また妊婦が過ごす避難所のことですが、名森地区には、安八温泉保養センター、ハートピア安八、中央公民館と3か所ありますが、結地区にはありません。現在改修中の勤労青少年ホームは指定避難所になっていますが、福祉避難所とすることはできませんか。

一般的に福祉避難所は、災害発生からおおむね3日程度経過後の開設を想定しており、災害発生当初から避難施設として開設することは原則としてありませんが、当町では、福祉避難所に必要な物資や機材は確保してあるのでしょうか。

また、指定避難所から福祉避難所への移送手段の方法はどのようになっていますか。

以上、御回答のほうを担当課長さん、よろしくお願いを申し上げます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 渡邊裕光議員の御質問にお答えいたします。

まず、結地区における福祉避難所についてですが、結地区には、勤労青少年ホーム以外に結小学校、東安中学校が指定避難所となっております。しか

し、決して収容人数に余裕があるとは言えません。しかしながら、現在進めている勤労青少年ホームの改修において、避難所としての機能で軽運動室に空調設備を整備するなど、避難者の方が安心して避難生活ができる環境を整えてまいります。

現在、福祉避難所が名森地区に集中しているのは、災害時における救護所が保健センターにあることや、安八温泉には昼の個室や入浴施設があることなど、ほかの避難所に比べ福祉支援がある程度整っており、支援しやすいためであります。

そこで、結地区における福祉避難所がないことは承知しております。現状では設備が乏しく、追加指定することは厳しい状況であると考えておりますが、町全体の福祉避難所の在り方について、現在、町内一部の医療機関や介護施設と締結しております災害時における避難者の受入れに関する覚書の中で、障害者や高齢者の方など、いわゆる被災弱者とその介護者の方を避難所として受け入れるという協定内容がございます。それらを踏まえながら、今後、関係機関と災害時の医療救護などに関して協議・検討をしていきたいと考えております。

次に、福祉避難所における必要な資機材の確保についてですが、パーティションや消毒液、体温計などは指定避難所と同様に整備を進めております。しかし、医療に必要な資機材については確保できておりませんので、岐阜県を通じて資機材の支援を受ける必要があります。また、人材についても、当町の保健師では十分な対応ができませんので、岐阜DCAT、これは岐阜県災害派遣福祉チーム、生活支援や福祉的アセスメント等を活動内容とする組織でございますが、それらの支援が必要となります。また、町内にあります医療施設との連携をさらに進めていきたいと考えております。

次に、指定避難所から福祉避難所への移動手段についてですが、原則として、要援護者及びその家族が、自主防災組織や民生委員、支援団体等による支援を得ながら避難することとなっておりますが、具体的な避難支援プランを作成しておくことが重要であります。

福祉避難所の対象者については、要援護台帳、いわゆる福祉ふれあいカードを活用して対象者の把握を図ってまいります。対象者を把握しつつ、地域において要援護者の支援体制を地域と共につくり上げていきたいと考えてい

ます。また、災害協定により、各種団体からの支援、ボランティアの力も必要になりますので、今後、関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 分かりやすい御回答のほうをありがとうございました。

皆さんも御承知のように、現在も台風14号が九州に接近して、宮崎のほうでは大雨になって被害も多々あるみたいですね。また、これからも中部圏のほうに向かっておるとお思います。そして、昨晚、石川県のほうで大きな地震も揺りました。災害は待ったなしだというふうにおお思います。「災害に強いまち安八」と言われるようなまちづくりをつくっていただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。回答は要らないです。お願ひだけです。どうもありがとうございました。

議長 ここで暫時休憩にさせていただきますたいとおお思います。再開は11時15分にさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時13分 再開)

議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 石原英一君。

1番 議長からお許しいただきましたので、質問をさせていただきます。

傍嶋議員のコロナウイルス感染症に関する質問に重なる部分もありますが、僕はもう少し細かいところのお話をちょっとさせていただきますたいとおお思います。

安八町の発生状況、あんぱちナビのアプリなどで知ることができますが、感染症のワクチン接種の有無とか回復具合、病床の逼迫状況、自宅療養の様子などというのは、国が発表するデータもしくはメディアの取材報道、情報の精査が必要なSNSなどで知るしかないのが現状というのは、先ほどの傍嶋議員への御回答でもあったように、やはり個人情報の問題があったりとかで知れないというのは承知しておおいます。ただ、分からないことから不安になるというのはやっぱり自然なもので、それでじゃあ、それがどんどん日々発生状況がアプリで知らされてくるうちに、うちの町は大丈夫なのかとか、

自宅療養になったときのイメージがつかへんというような声というのを、町民の声を聞くことがあります。

岐阜県は、先ほどもお話に出ていましたけれども、ホテルを多く借り上げるなど自宅療養ゼロを目指して取り組んできましたが、やはり8月下旬に限界を迎えて、県で自宅療養対策チームをつくって対応に当たっているという話も伺いました。

今後、また第6波の脅威もありますし、そしてもう既にコロナ感染よりも強い感染症が出ていると、例えば、地球温暖化のことで永久凍土が溶けたので中から出てきたウイルスの話なんかで警鐘を鳴らしていらっしゃる科学者もいらっしゃいます。恐らく現在もアップデートしながらで、また、先ほどからもお話ずっと出ていますが、県と連携しながらの対応で進めなくてはいけないことは重々承知しています。先ほど傍嶋議員もおっしゃったように想定外のことが起きた場合、県で動いていたことが町で対応せざるを得ない状況というのが出てくる可能性もあります。実際、自宅療養のチームに関しても、もし対応できなくなったときは安八町から支援に行くということもお話も伺いました。そういった可能性というのは十分考えられます。

これからの感染症対策というのは、もうニューノーマルという言葉が出ていますが、防災と同じ位置づけでやはり町として考えておく必要があると思います。ワクチン接種や感染対策などの啓蒙活動ももちろんですけれども、もしもの場合に備えて、町独自でシミュレーションして、例えばですけれども、大きいことからではなく小さいことでも、例えば現在装備している防災用の段ボールベッドなど既にある防災備品とか、あと、来春リニューアルする旧勤労青少年ホームなどのような計画中の案件の中に医療関係者のアドバイスをいただいて追加装備で対応できるように検討して、模索してみる。そうすることで経費のことも含めて抑えられる部分もありますし、あと模索しながらいろんなものが見えてくると思います。例えば、また自宅療養とかで町対応になる場合を想定して、配食サービスの業者さんですとか宅配サービスのあるスーパーとかコンビニなどと置き配提携を結んでおくなど、そういった対策準備というものを考えてみてはいかがでしょうかというのが、僕からの質問でございます。

そこで、町長にお尋ねしたいと思います。こういったちょっと細かいとこ

ろからの感染症に対する町独自の対策への方向性を教えてください。よろしくお願いたします。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、石原英一議員の御質問、新型コロナウイルス感染症の第6波や次の感染症に備えた町独自の対策への方向性について、お答えをしたいと思います。先ほどもおっしゃられていましたが、先ほどの傍嶋議員の質問に重なる所も非常に多いんですが、御容赦いただきたいと思ひます。

全国的に新型コロナウイルス感染症第5波が蔓延する中、当町におきましても8月以降、新規感染者数が急増しております。感染者の発生状況につきましては、県の発表に基づき、町のホームページや町独自のあんぱちナビを活用して情報提供をしておりますが、それ以外の情報につきましては一切公表されておひません。町といたしましても、少しでも情報を公開するように県へ要望しているところでござひます。

新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方は、通常、症状の程度に応じて入院または宿泊療養施設への入所などの措置が取られます。岐阜県では、中等症及び重症の方は入院治療を行い、軽症者や無症状者の方に対しましては宿泊療養施設での療養を行っております。

しかし、8月以降、入院治療の必要がない無症状の方の急増によりまして、宿泊療養施設の対応能力を超えたため、御承知のとおり、8月21日からリスクの低い患者の自宅療養を開始いたしました。そこで県では、この自宅療養者に対して支援するため、岐阜市や看護協会と連携し、約70名体制の自宅療養者支援チームを設置し、健康フォローアップや食料・生活必需品の配付を実施しております。県では、この支援チームに関し、発生状況に応じて市町村と連携していくこととしていますが、宿泊療養施設の増床により、9月下旬までにこの自宅療養者を解消する見込みであると発表しておりまして、今のところは市町村への協力依頼はござひません。

町では、このコロナ感染症につきましては、先ほどもおっしゃっておりましたが災害と同じもの、同等のものと考えており、石原議員御指摘のとおり、備品購入や施設整備も重要であると認識をしております。しかしながら、町といたしましては、まずは感染者が自宅で療養するよりも、町単独で専用施設を整備するよりも看護師などが常駐する宿泊療養施設での療養が優先で

あると考え、県に対しまして宿泊療養施設の整備を要望していきたいと考えております。このコロナ対策につきましては、岐阜県はオール岐阜一丸となって取り組んでおります。自宅療養については、基本的に県が対応することとなっておりますが、御指摘のとおり、万が一のときにつきましては、先ほどもお答えさせていただきました県と連絡を密にして調整をして、町も支援をしていきたいと思っております。

安八町といたしましては、ワクチン接種に関しましては、10月末までに接種を希望する方全ての方が受けられるように進めております。また、町独自の自宅療養者支援対策といたしまして、町内の、先ほどおっしゃられましたが、配食サービス等の事業関係者及び災害時などにおける物資協定を結んでおります事業所と調整いたしまして、食料や生活必需品の確保・配送について検討していきたいと考えております。

このように新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、石原英一議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 御回答ありがとうございます。

正直残念な部分もありますが、配食サービスというか宅配サービスの部分というのは今調整ということで、そういう明るい話も聞けたので。

細かい話というのは、多分やっていっても不安というのは減らないと思うんです、ずうっと。100あるうちの今言っているのは細かいもの1つだと思います。ただ、その1つが減るだけでも、それを積み重ねていくだけで、町の町民からすると本当にそのサービスを使ったときとかに、本当に町に対する感謝の気持ちだったりとか、この町に住んでよかったなと思うようになります。

そして、先ほどシミュレーションのお話をしましたが、シミュレーションは独自でもやっぱりやっておいたほうが、いざというときに、調整を県とやっても、いきなり言われても多分動くのもそんなに簡単に動けるものなのかというのは、ちょっと僕は疑問があります。なので、今だからこそ、小さい町だからこそその強みを生かした施策、そして小さい町だからこそどんど

ん動かして行って、そして防災力・感染力対策に強い町というものを今後期待しております。

答弁は要りません。僕の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 続けます。6番 西松巖君。

6番 議長さんの発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

町長は、9月6日の全員協議会の場で、ゴルフ場明渡しの強制執行を行うと言われました。これは町側の権利の一つで何も申しませんが、強制執行をしてしまうといろいろな問題が生じるのではないのでしょうか。

長良川カントリー会社の令和2年度決算書に、芝コース資産、財産として1億2,900万円計上してあります。私たち素人考えでは、ゴルフ場として引き継いでいくには、芝コースの資産を買い取るか何らかの方法で町の資産にしてからでないとゴルフ場経営は無理のように思います。町は、この点どのように対応してみえますか。

名古屋高裁の判決の中で、土地を返すときは更地にしてから返すとあります。私は、更地にされて大丈夫ですかと何度も質問を町長、町顧問弁護士にしましたが、2人とも何も返答がありませんでした。

明渡しを強制執行すると、会社は必ず資産の保全を第一にします。2億円以上と思われる芝資産、財産を死守することは間違いありません。簡単には手放さないとされます。長良川カントリー会社は芝コースの芝をめくる可能性もあります。芝のないゴルフ場は、ゴルフ場の消滅を意味します。ゴルフ場が消滅ともなれば、岐阜地方裁判所の判決が正しかったこととなります。町、会社、地権者、3者が共倒れになる町長の職権乱用になりかねません。

1. 町はゴルフ場利用税、長良川カントリー株式会社の持ち株資産がなくなります。

2. 会社は従業員解雇、長良川カントリー会社は解散になります。

3. 地権者は何ともならない土地を返してもらうこととなります。

まさに3者共倒れ、私はこのような最悪のケースになる確率が非常に高いように思えます。

町長に3点お尋ねします。

1. 今回の強制執行をすることにより、町は確実な勝算がありますか。

2. 長良川カントリーに代わる経営者が見つかるのでしょうか。

3. 見つからないとき、町はゴルフ場を運営するつもりですか。

解決に時間がかかると、芝コースの雑草は成長を待ってくれません。雑草により芝コースの価値がなくなれば、これもゴルフ場はなくなります。町の明渡し強制執行後の土地利用企画プランもお願いして質問を終わります。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、西松巖議員のゴルフ場関係についての質問にお答えをいたします。

まず1点目の、今回強制執行することにより、町に確実な勝算がありますかについてでございます。

ゴルフ場との訴訟は、最終的には今年6月15日最高裁で決定され、昨年年末に下されました名古屋高裁での判決のとおり、土地に関しましては建物を収去して明け渡すとされております。最高裁の決定に従い、明渡ししていただければいいのですが、また、文書でも明渡しの催告書をお願いもしておりますが、いまだに営業も続けておられ一向に明け渡される様子も見受けられません。町では、やむを得ず強制執行の手続を進めることとし、このたび裁判所に強制執行の申出を受理していただいたということでございます。

御質問に、町に確実な勝算がありますかとございますが、西松議員の勝算の意味合いが、西松議員の思いと少し相違があるかもしれませんが、町の考えといたしましては、勝ち負けではなくて、最高裁の決定に基づいて進めているという認識であるということをお理解いただきたいと思っております。

2点目の、長良川カントリーに代わる経営者が見つかるのかとの御質問でございますが、これにつきましては、今後の協議、調整事にもなっておりますので、現段階でのお答えは控えさせていただきたいと思っております。

3点目の、町はゴルフ場を運営するつもりですかとの御質問でございますが、町が経営することはできれば避けたいと思っております。

最後に、土地明渡し強制執行後の土地利用企画プランについてでございますが、現時点では、今後ともゴルフ場関連設備として、施設として一体的に活用していただきたいとの思いに変わりはありません。今後の協議、調整等により、変更となる場所も出てくる可能性もありますが、最良なプランになるように柔軟に対応してまいりたいと思っております。この関係につき

ましては、逐一、皆様方にも報告させていただいておりますが、このプランが具体化しましたら、また御提示をさせていただきたいと思っております。

以上、西松巖議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 西松巖君。

6番 ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

通告文はありません。

9月6日の全員協議会の場で、町長より土地明渡しの強制執行と言われました。聞いた瞬間、ああ、これでゴルフ場はなくなると思いました。強制執行は安八町の権利だから、誰も止めることはできません。しかし、同じように、長良川カントリー会社の資産、財産の処分も、誰も止めることはできません。ゴルフ場の芝コース資産、財産は会社のものであり、安八町や地権者のものでないから、芝をめくらないでとは言えません。

町長、現在のカントリー芝資産、ざっとどれくらいあるか分かってみえますか。聞くところでは、グリーンという、ポールの立っているグリーン上の目の細かい芝は、平米当たり9,000円から1万円ぐらいで、コースのところの芝は、約平米4,000円ぐらいだと聞いております。町長、長良川カントリーの芝面積、大体大ざっぱに17万平米ぐらいじゃないですか、17万として、掛ける4,000円は6億8,000万円になります。私がカントリーの社長なら、半値の3億4,000万円でも処分します。私の財産ですから。芝をめくるときは、裁判所の執行官の許可を取ってからします。執行官も会社の権利である芝をめくることが許可してくれます。

町長は、土地の明渡し強制執行をすれば土地は必ず受け取れます。戻ってきます。しかし、受け取る土地は芝つきではなく、芝をめくった更地になります。新しいゴルフ場経営者は、芝の張り替えからとなります。大変だと思いますよ。ここら辺の町長の感覚が、強制執行後の土地の取扱いが分からない。町長、更地の土地を受け取ってどうされるんですか。なぜこのような選択をされたのか、私には理解できません。町長、会社は必ず芝をめくります。今にはっきりします。あまり楽観はどうかと思います。

最後に、いずれにしましても、どのような解決がされようとも、町長、町

民に損害を与えないでください。これは念を押しておきます。よろしく願いします。

議長、これで質問は終わります。答弁は結構です。多分何もないと思われるので。

ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長 大平文雄君。

5 番 議会改革特別委員会委員長 大平文雄です。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和3年9月6日月曜日、午後1時25分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

前回に引き続き、議会だよりリニューアルについて、ページレイアウトや掲載内容について協議しました。

議会だより編集委員会で、委員から提案された意見を取りまとめ、内容を検討していただき、素案を12月の当委員会で提出していただくことになりました。

4. 少数意見留保のものはございません。

その他といたしまして、一般質問における一問一答方式についても検討しました。これは、議会の今後の課題として捉えていくというふうにしました。

以上でございます。

議長 総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 それでは、委員会報告をいたします。

安八町議会議長 岩田讓治様。

総務産建常任委員会委員長 西松巖。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、令和3年9月8日水曜日、午前10時から。

2. 出席者、委員全員、関係執行部全員。

3. 付託事件及び審査の結果。

議第26号 安八町個人番号利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、当委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第32号 町道路線の廃止について、議第33号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会に関係する部分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

また、8月12日に開かれました議会運営委員会で、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の取扱いについてを、総務産建常任委員会で協議することとなりました。審査の結果、全員一致で、本定例会最終日に当委員会として本意見書を提出することとなりました。

4. 少数意見の留保はありませんでした。

5. その他、委員会現地視察は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりました。

以上、委員会の報告とします。

議長 民生文教常任委員長 山中美恵子さん。

9番 それでは、委員会報告をいたします。

安八町議会議長 岩田譲治様。

民生文教常任委員長 山中美恵子です。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時は、令和3年9月9日、午前10時から。

出席者は、委員は全員、関係執行部は、小粥保健センター課長補佐が欠席

でした。

付託事件及び審査の結果は、議第27号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第28号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）、議第30号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第31号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、8月12日に開催いたしました議会運営委員会で、こども庁の設置を求める意見書の取扱いについて、民生文教常任委員会で協議することとなりました。

審査の結果、全員一致で本定例会最終日に当委員会として本意見書を提出することになりました。

少数意見の留保としてはありません。

その他は、委員会現地視察は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりました。

以上で、民生文教常任委員会の報告といたします。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第26号 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第5、議第27号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第28号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決いたしました。

た。

議 長 日程第7、議第29号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第8、議第30号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第9、議第31号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第10、議第32号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第11、議第33号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第12、認定第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議長 日程第13、認定第2号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議長 日程第14、認定第3号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程第15、認定第4号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議 長 日程第16、認定第5号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議 長 日程第17、認定第6号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

議長 日程第18、議第34号 意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 それでは提案説明を申し上げます。

議案書11ページをお願いします。

発案書。議第34号 意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

令和3年9月17日提出。提出者、安八町議会総務産建常任委員長 西松巖。
安八町議会議長 岩田讓治様。

13ページをお願いします。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。
新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記といたしまして、1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日、岐阜県安八郡安八町議会。

なお、意見書の提出先として、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山東昭子様、内閣総理大臣 菅義偉様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 武田良太様、経済産業大臣 梶山弘志様、内閣官房長官 加藤勝信様、経済再生担当大臣 西村康稔様であります。

以上であります。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号 意見書第1号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第19、議第35号 意見書第2号 こども庁の設置を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生文教常任委員長 山中美恵子さん。

9 番 それでは提案説明を申し上げます。

議案書15ページをお願いいたします。

発案書。議第35号 意見書第2号 こども庁の設置を求める意見書について。

こども庁の設置を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

令和3年9月17日提出。提出者、安八町議会民生文教常任委員長 山中美恵子。安八町議会議長 岩田讓治様。

17ページをお願いします。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきますのでよろしく願いいたします。

こども庁の設置を求める意見書。

少子高齢化が深刻な我が国において、子供たちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力で連携して取り組む課題であります。

地方行政の現場では、子供・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもあります。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があり、複数の手続が必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考える。

よって、国においては、子供施策の充実を図るため、早急に次の事項を実現するよう強く要望する。

記といたしまして、1. 専任の大臣の下で、強い権限を持って子供・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、設置に際しては、自治体の意見を聴くこと。

2. 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないように、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。

3. 自治体の子供施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日、岐阜県安八郡安八町議会。

意見書の提出先といたしまして、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 山東昭子様、内閣総理大臣 菅義偉様、法務大臣 上川陽子様、財務大臣 麻生太郎様、文部科学大臣 萩生田光一樣、厚生労働大臣 田村憲久様、内閣官房長官 加藤勝信様、内閣府特命担当大臣 河野太郎様、内閣府特命担当大臣 坂本哲志様、国家公安委員会委員長 棚橋泰文様。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第35号 意見書第2号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第3回安八町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時間 午後0時07分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月17日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 山 中 美 恵 子